

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(4月2日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
1	式場の閉鎖期間	<p>事業期間中の閉鎖を条件としていただけませんか。 詳細な施工ステップを検討し、閉鎖期間の最小化の可能性を検討し、事業提案いたします。</p> <p>理由: ・第一駐車場を閉鎖した状態の場合、お通夜や告別式時に来場者が集中した場合に利用者駐車場が不足し、混乱が生じると想定されるため ・工事部分と運営部分が重なることにより、停電や空調・衛生設備の不具合発生リスクを回避想定できないため ・仮設棟の規模や配置計画等が想定できないため ・工事動線と利用者動線の安全確保が確認できないため</p>	<p>式場の休館期間について、原案のとおり20カ月とします。なお、20カ月を短縮する提案は可能です。 仮設棟による工事により効率的な工事提案を期待します。</p>
2	式場の閉鎖期間	<p>本建屋の改修期間、その後の火葬炉の移設期間などは、式場の閉鎖が必須となります。詳細な検討前の段階につき、月数での要求水準書への記載を外していただけませんか。</p>	<p>No1の回答を参照ください。</p>
3	設計スケジュール等	<p>設備機器の早期発注時期を鑑みると、基本設計の各項目を個別に作成し、その都度検査を受けるための期間確保が困難な状況が想定されます。 工程の遅延リスクを回避するため、基本設計と実施設計を切り分けず、「基本・実施設計」として成果品検査等も含めて一本化していただき、効率的な事業進捗が図れるように配慮頂きたい。 基本的には、仮施設設計と本体施設設計で分けることを想定しているため、設計の成果物自体は提示可能と考えます。</p>	<p>明確に実施済み部分が区分けできること、当初内訳と実施済み部分の確認ができることを前提として、基本・実施をまとめた業務実施、履行の確認(検査)、支払の部分払いの実施も可能とする方針で検討します。</p>
4	物価変動	<p>物価改定指標について、近年の設備工事の値上りが、諸資材の物価変動要因だけでは算出が難しい為、入札公告前に基準を明確に、または何らかの指標をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>入札公告時に改定指標を示しますが、合理性がある場合に事業者からの提案により変更可能とする対応を想定します。</p>
5	インフラ電源供給	<p>このエリアは電力供給に限界があるとの情報に触れました。今回の工事に関する制限がある場合は、電力会社との協議結果を公告前に開示いただけませんか(火葬炉の能力アップによる電力容量増などのため)</p>	<p>現状提示できるような協議結果はありません。</p>

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(4月2日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
6	適用法令	既存火葬炉室の消火設備についての消防との協議結果は公告前に開示していただけますか。	入札公告時に可能な範囲で開示することを想定します。
7	仮設棟 規模	仮設棟火葬運営の方法により必要諸室、整備面積が異なります。整備方針のみとするなど、面積や必要諸室は事業者提案する余地がある条件としていただけますか。	工事期間中の斎場の利用者の安全性や快適性に配慮されることを前提に、必要条件に限定しつつ事業者の提案範囲を確保することを想定して検討します。
8	仮設棟 諸室要件	告別室の面積要件(190㎡以上)をなくし、事業者による自由な提案としていただけますか。	No7の回答を参照ください。
9	仮設棟 火葬炉の位置	本体建屋改修後になくなる火葬炉の整備位置については、敷地境界(住宅地側含む)までを範囲としていただけますか。	仮設火葬炉の設置位置については、民家の位置も踏まえて要相談と考えています。提案時点では、周辺状況を加味して参考案の設置位置から離れない範囲で、ご提案ください。
10	仮設棟 緑地面積	工事に伴う仮設棟での火葬運営期間中については、狭小地での運営等を考慮し、緑化率の維持を求めない方針としていただけますか(改修後に緑地規定を満足する方針)。	緑地率20%は、相模原市墓地等の経営の許可に関する条例で規定されており、例外規定もないため、順守とします。なお、別途入札公告時に現在の緑地としての確認をしている資料を開示することを想定します。
11	仮設棟運営時、残置される期間の駐車台数	対象エリアの拡大: 第2・第3駐車場エリアについても「敷地内」と見なし、確保台数に算入していただけますか。 算出基準の限定: 駐車台数については、将来設置される「本設の炉」の分のみを対象とし、かつ、算定式の見直しをお願いします。 施工期間中の例外措置: 第2・第3駐車場の舗装工事期間中については、一時的に規定の台数を満たせないことを許容していただけますか。 【現状の確認】 計算式:10基 × 10台 = 計100台 ⇒ 10基 × 8~9台 = 計 約 80~90台 現況:第2(59台) + 第3(31台) = 計90台での運営を考慮した算定を考慮していただけますか。	駐車場については、第2・第3駐車場も斎場の対象駐車場として含まれます。 また、駐車場の必要台数は相模原市墓地等の経営の許可に関する条例施行規則で規定している台数が確保されていれば満たしているものと考えます。 なお、運用上それ以上に必要となる場合には葬祭業者による調整になると考えています。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(4月2日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
12	仮設棟 非常時対応	仮設棟 火葬運営時は発電機のバックアップ対応を行わない方針としていただけませんか。 災害発生時において火葬中のご遺体の火葬を完了することが出来ること、利用者・従業員の安全性を確保できることは基本として考えています。	災害発生時において火葬中のご遺体の火葬を完了することが出来ること、利用者・従業員の安全性を確保できることが前提として考えるが、その方法については、事業者の提案に委ねることを想定します。
13	本体棟改修 非常用発電設備	当初の整備予定どおり、現状と同じ設備を整備する方針とし、その範囲でカバーできる稼働等の提案を求めることとしていただけませんか。 要求水準による最大8基同時稼働,24時間稼働を条件から外していただけませんか。また、燃料種別の変更軽油→A重油を認めていただけませんか。	非常時の最大8基運転については、市が想定した火葬スケジュールに基づくものです。要求水準書では、あくまで災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、最低限、最大同時火葬中のご遺体の火葬が完了できることを要求しているものになります。改修期間中も同様の考えになります。 一方で24時間稼働については、大規模災害発生時に広域火葬実施となった場合における対応として想定しており、この場合はガス・電気等のインフラが供給されていることを前提として考えています。 燃料については、運転稼働時間、災害時を含めた燃料の取引状況、排煙設備を検討し、市と協議をした上で重油は認める場合もあります。 上記考え方のもと要求水準書における記載を調整します。
14	施設の機能及び性能に関する要求水準	「改修に当たっては、関係機関と協議し、法令を遵守した建築・設計を行うこと」既存建物が現行法規を満足していることを前提とし、新たに加える、もしくは性能改善する設備等が必要になった場合は、変更協議事項として扱う方針としていただけませんか。 理由:改修後建物仕様にて設備システムの性能確定、費用算定、工程検証が行われていなか中では、すべて事業者のリスクになるため 提案時に予見することが難しい対応は事業者での負担はリスクが高いと考えています。	関係機関との協議における方針・対応について、提案検討時に予見できない事象については、基本的に市の負担も想定して協議することを想定します。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(4月2日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
15	外構工事 地中埋設配管等の扱い	STEP2において、外構工事は他の工事動線と錯綜しますので、仮設棟撤去後が合理的と考えます。また、埋設配管の更新は詳細な検討を要することから、要求水準書案では「既存利用」と記載されていますので、工事に必要になった場合は、予期せぬ地中事象として増減等の協議対象とするなどの対応方針としていただけませんか。	工事ステップはあくまで参考として示しているもののため、提案によります。埋設配管の更新の必要性が、予期せずやむを得ない事由により発生した場合は、市の費用負担も含めて協議することを想定します。
16	全体工期	No15により、外構インフラ更新が必要となった場合、工事動線を含め、全体工期の見直しが必要となり、当初の見込み(36ヶ月)から延伸することが懸念されます。	予期せずやむを得ない事由により追加工事等が発生した場合については、工期の延伸も含めて協議するものと考えます。
17	電気設備工事	各項目において配管配線を更新とあるが、コンクリート埋設部分においては、再利用の記載をお願いいただけませんか。	コンクリート埋設配管については、現状の再利用を想定します。配線については原則引き直しを想定します。なお、既設と別ルートで配管を埋設することも可能とします。
18	火葬炉移設時の諸検査	火葬炉を移設する際の諸検査についてご教示ください(消防検査、保健所等)。	仮設炉設置時及び仮設炉を本設転用する際に、その都度保健所検査が必要と考えています。消防は書類等の手続きのみを想定しています。
19	仮設棟 火葬炉の整備基数	予算内設置、広くない整備エリアを考慮すると、仮設火葬炉の整備基数が制限されます。その場合、火葬受数 8300件/年間について、胎児等や会葬者のいない火葬数をふくめ、かつ、6400件/年想定とする、火葬枠の確保を目標条件とし、運営状況によっては下回ることが可能な条件設定などとしていただけませんか。	工事期間中の火葬予約枠として8,300枠の確保は必須とします。なお、仮設火葬炉の基数は、事業費も踏まえた上で必要基数を提案してください。
20	胎児・四肢の火葬	胎児・四肢の火葬についても火葬炉1回転分として数えるため、胎児・四肢の火葬を含めた3回転/炉が上限となります。	No21の回答を参照ください。
21	改修工事後のエントランス付近案内係	案内係は葬祭業者が行うのではなく、事業者側が人員を配置するという考えでしょうか？	事業者による提案とします。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(4月2日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
22	改修工事中 火葬業務時間	改修工事期間中の業務時間は通年で9:00～18:00として頂き、さらに繁忙期は9:00～19:00としていただけませんか。	市営斎場条例の一部項目については、「市長」を「指定管理者」に読み替え可能となっており、運営時間についても指定管理者の裁量により変更が可能な項目の一つです。繁忙期は、必要に応じて運営時間の延長は可能ですが、指定管理者の判断で延長とする場合は、延長による費用増加分はあらかじめ提案金額に含めていただく必要があります。契約後の費用追加は認められない点にご留意ください。なお、近隣住民等への説明も必要になると考えます。